証券検査を巡る最近の動向について

平成25年10月28日

証券取引等監視委員会事務局
証券検査監理官　　福地　伸昭

目　次

Ⅰ．証券監視委の活動状況等

第１　証券監視委の組織 ・・・・・・・・・・・・・・・4
第２　証券監視委の活動概要 ・・・・・・・・・・・・・・・5
第３　証券監視委　第7期活動方針 ・・・・・・・・・・・・・・・6
第４　証券監視委の活動実績 ・・・・・・・・・・・・・・・7

Ⅱ．証券検査の実施状況等

第１　証券監視委の検査実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・12
第２　証券検査の枠組み等 ・・・・・・・・・・・・・・・13
第３　証券検査に関する基本指針 ・・・・・・・・・・・・・・・14
第４　金融商品取引業者等検査マニュアル ・・・・・・・・・・・・・・・16
第５　平成25年度証券検査基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・18
第６　平成25年度証券検査基本計画 ・・・・・・・・・・・・・・・30

Ⅲ．検査指摘事項及び留意点等

第１　投資運用業者に係る検査指摘事項等 ・・・・・・・・・・・・・・・32
第２　投資助言・代理業者に係る検査指摘事項等 ・・・・・・・・・・・・・・・41
第３　第一種金商業者に係る検査指摘事項等 ・・・・・・・・・・・・・・・46
第４　第二種金商業者に係る検査指摘事項等 ・・・・・・・・・・・・・・・51
第５　その他金商業者に係る検査指摘事項等 ・・・・・ ・・・・・・・・・54

Ⅰ.証券監視委の活動状況等

第1：証券監視委の組織

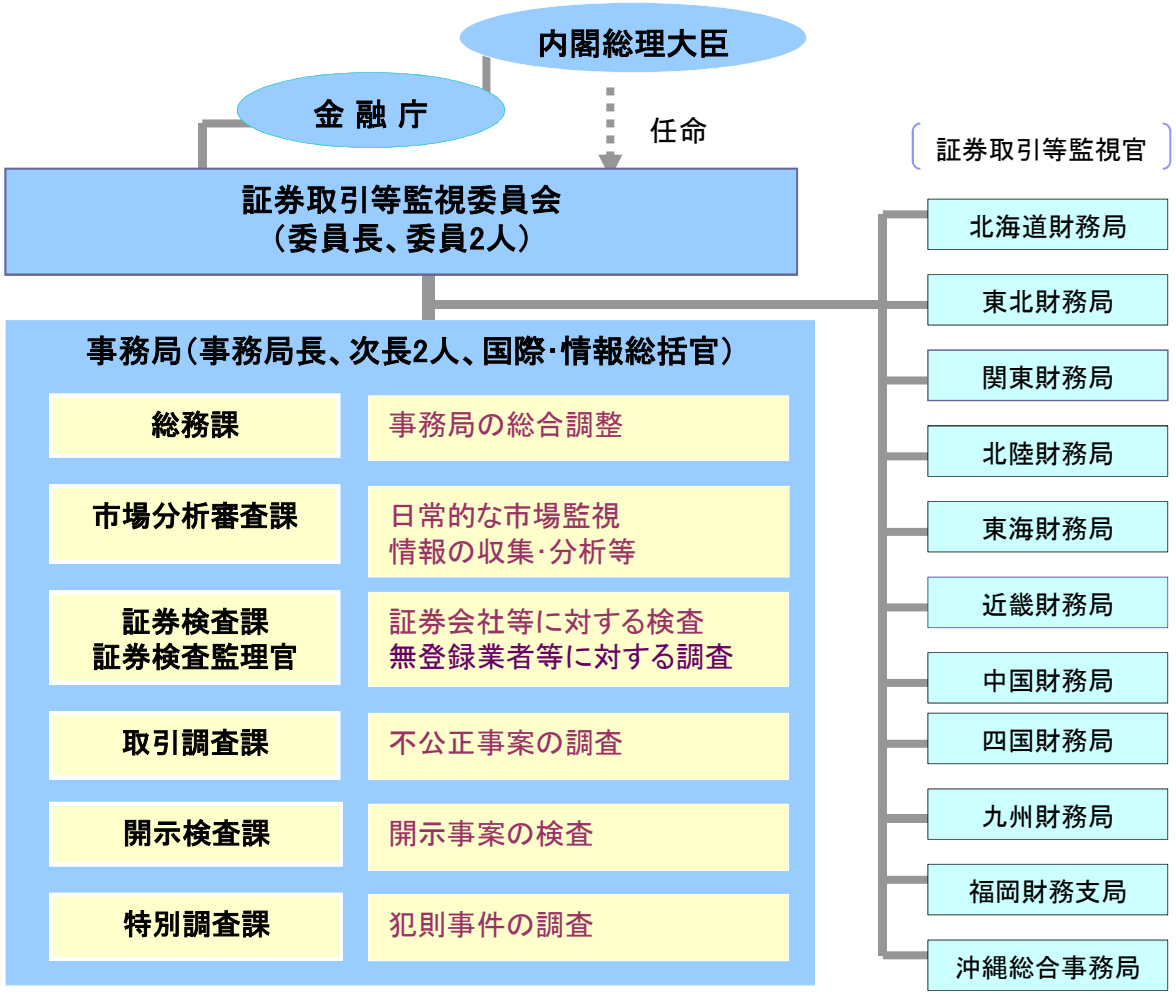

【参考】
○証券検査部門の
平成25年度定員
監視委：124人
財務局：205人
合　　計：329人

第2:証券監視委の活動概要

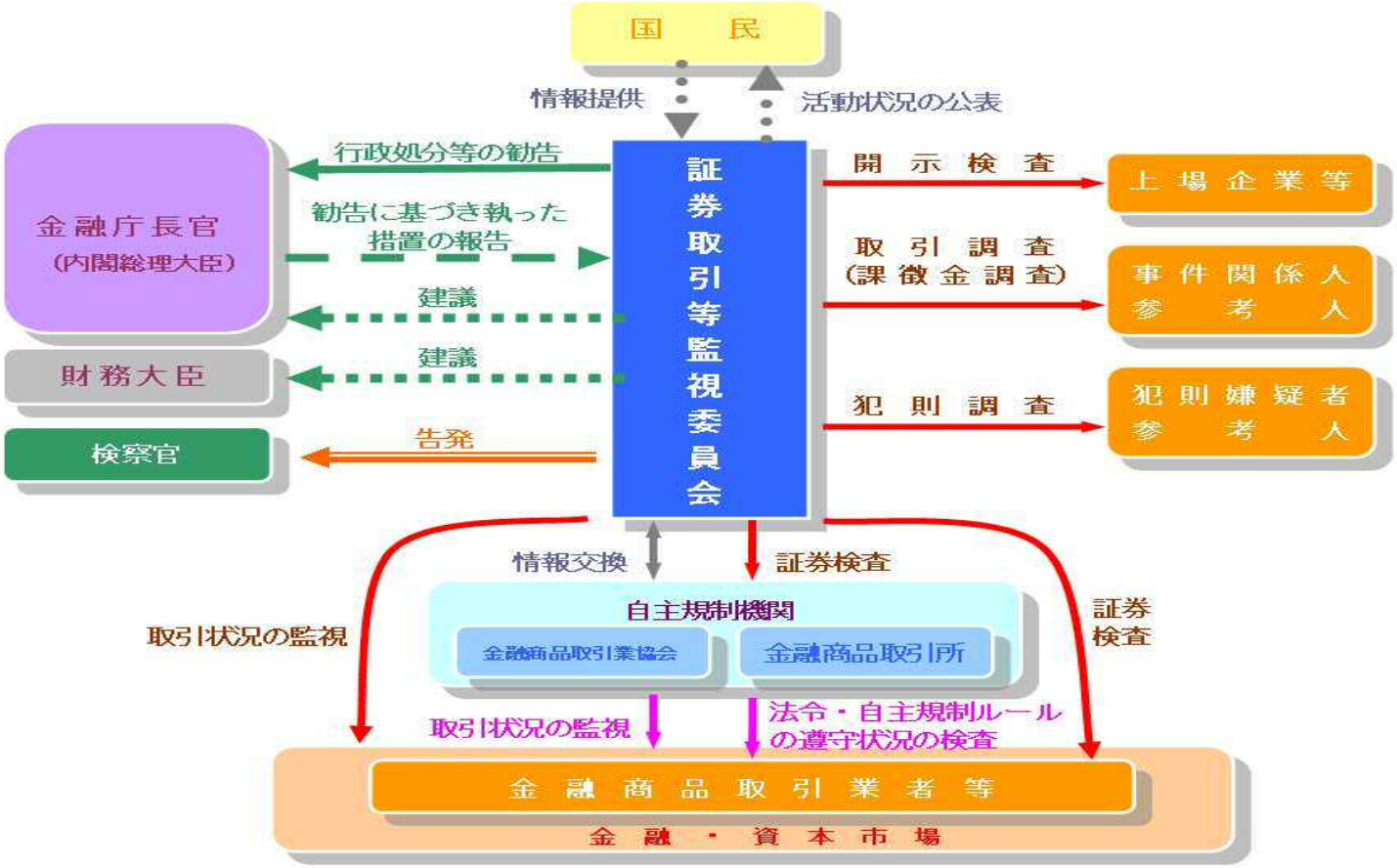

第３:証券監視委　第７期活動方針（抄）

（平成23年1月公表）

公正な市場の確立に向けて　～「市場の番人」としての今後の取組み～

１. 証券監視委の使命・・・ 市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して市場を監視

２. 基本的な考え方・・・「市場の公正を汚す者には怖れられ、一般投資家には心強い存在」

⑴　機動性・戦略性の高い市場監視の実現

⑵　市場規律の強化に向けた働きかけ

⑶　市場のグローバル化への対応

３. 重　点　施　策

⑴　包括的かつ機動的な市場監視

⑵　不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

⑶　ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施

⑷　課徴金制度の一層の活用

⑸　検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施

⑹　自主規制機関などとの連携

第4：証券監視委の活動実績（1）

（平成25年10月18日現在）

● 証券会社等に対する行政処分等に関する勧告

年度	22	23	24	25
勧告件数	19	16	20	11
検査結果に基づく勧告	19	16	18	11
うち委員会検査実施分	4	7	7	5（注）
うち財務局等検査実施分	15	9	11	7（注）
取引調査・犯則事件調査に基づく勧告	0	0	2	0

（注）委員会及び財務局の検査結果に基づく勧告事案が1件あるため、合計と内訳が相違

【検査結果に基づく平成25年度の主な勧告事例】

○アブラハム・プライベートバンク㈱に対する勧告（平成25年10月、投資助言業者）
○アマデウスアドバイザーズ㈱に対する勧告（平成25年8月、投資運用業者）
○With Asset Management㈱に対する勧告（平成25年8月、二種業者）
○㈱ケートス・キャピタル・パートナーズに対する勧告（平成25年6月、投資運用・助言業者）
○プラザアセットマネジメント㈱に対する勧告（平成25年6月、投資運用業者）
○MRI INTERNATIONAL INCに対する勧告（平成25年4月、二種業者）
○ライツマネジメント㈱に対する勧告（平成25年4月、二種・投資助言業者）
○アール・ビー・エス証券会社東京支店に対する勧告（平成25年4月、一種業者）

第４：証券監視委の活動実績(2)

（平成25年10月18日現在）

● 課徴金納付命令に関する勧告

年度	22	23	24	25
勧告件数	45	29	41	20

【平成25年度の課徴金勧告事案】
- ○ 内部者取引事案　：８件
- ○ 相場操縦事案　：７件
- ○ 有報等虚偽記載事案　：５件

● 犯則事件の告発

年度	22	23	24	25
告発件数	8	15	7	2

【平成25年度の告発事案】
- ○ 内部者取引事件　：１件
- ○ 相場操縦事件　：１件

第４：証券監視委の活動実績(3)

（平成25年10月18日現在）

● 建議

年度	22	23	24	25
建議件数	2	1	1	0

（検査結果に基づく最近の建議事例）
○信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為に係る正確性の確保について（平成25年3月）

● 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て

年度	22	23	24	25
合計	2	3	1	0
内無登録業者等	1	3	1	0
内無届募集	1	0	0	0

（最近の申立て事例）
○ F－SEED㈱及びその使用人1名に対する申立て（平成25年3月申立て、同年4月裁判所の禁止及び停止命令の発令）

第4：証券監視委の活動実績(4)

（平成25年8月末現在）

● 取引審査の実施状況

	22	23	24	25
価格形成	54	73	84	33
内部者取引	613	819	875	384
その他	24	21	14	3
合計	691	913	973	420

● 情報の受付状況

区分	22	23	24	25
個別銘柄に係る情報	3,640	3,227	3,751	1,549
発行体に係る情報	597	440	436	193
金商業者に係る情報	1,142	878	790	462
その他の情報	1,548	1,634	1,385	510
合計	6,927	6,179	6,362	2,714

Ⅱ.証券検査の実施状況等

第1:証券監視委の検査実施状況

業務の種別等	20 年度		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度 (9 月末)	検査対象先数
第一種金融商品取引業者	117	(20)	91	91	85	57	32	285
登録金融機関	25	(4)	24	28	32	28	9	1,126
投資運用業者	15	(6)	18	15	9	36	9	315
投資法人	7	(1)	9	6	2	0	3	53
信用格付業者	―	―	―	0	4	3	0	7
第二種金融商品取引業者	1	(1)	22	6	14	20	33	1,279
投資助言・代理業者	58	(35)	45	36	40	40	20	1,051
適格機関投資家等特例業務届出者	0	(0)	1	2	6	21	13	3,017
金融商品仲介業者	0	(0)	1	1	9	9	5	743
自主規制機関	5	(2)	5	1	0	0	0	11
その他	0	(0)	0	0	1	0	1	
合　　計	228	(69)	216	186	202	214	125	検査対象業者数 延べ約 8 千社

（注１）　20 年度まで「事務年度ベース」7 月～翌年 6 月、21 年度から「会計年度ベース」4 月～翌年 3 月。
なお、20 年度（）内書きは「会計年度ベース」への移行のための 21 年度との重複期間（21 年 4 月～6 月）の件数である。
（注２）　検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合は、主たる業務に着目して分類・計上している。
（注３）　検査対象先数は、平成 25 年３月末時点のものである。また、複数の業務の種別の登録を受けている場合は、全ての業務の種別に計上している。

第2：証券検査の枠組み等

証券検査に関する基本指針

『証券検査基本方針』
『証券検査基本計画』

✓毎年度の重点検証分野
✓検査対象先数等

『金融商品取引業者等検査マニュアル』等検査マニュアル

『金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針』 ※参考活用

個社への立入検査
・検査モニター
・意見申出

検査結果通知

行政処分勧告・建議

検査実施中の検査対象先

証券検査に関する「よくある質問」

検査における主な指摘事項

最近の証券検査における指摘事項に係る留意点

毎年度の『証券取引等監視委員会の活動状況』（1年分の実績をとりまとめ）

（注）■は公表

第３：証券検査に関する基本指針（抄）（１）

Ⅰ.1.

⑴ 証券検査の目的

① 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るための内部管理態勢の構築を促すことを目的とするものである。

② 証券検査は、金融商品取引業者等の財務の健全性を含めたリスク管理態勢の適切性の確保を目的とするものである。

③ 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、ゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。

⑵ 証券検査の方法

① 証券検査においては、双方向の対話を軸とする。

② 証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めるものとする。

Ⅱ.8.

⑹ 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的かつ効果的な臨店検査を実施する観点から、下記 のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

① 臨店検査初日に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。

② 臨店検査終了時に意見交換を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

第３：証券検査に関する基本指針（抄）（２）

⑻　証券検査基本方針、検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「証券検査基本方針」を十分踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の検査マニュアル(以下「検査マニュアル」という。)を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。

⒀　業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。

更に、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作成するものとする。

第4：金融商品取引業者等検査マニュアル（抄）（1）

［金融商品取引業者等のあるべき姿］

⑴ 経営管理態勢

金融商品取引業者等は、金融商品市場の担い手としての重大な社会的責任を認識し、投資者保護と公正な市場形成の観点から適切な経営を行わなければならない。

具体的には、経営陣が課された個々の役割を十分に果たすとともに、適切な経営方針の確立、監督態勢（指示・報告系統等）や内部管理・リスク管理態勢の整備等を行った上で、これらがその機能を適切に発揮し、業務が的確に遂行されるための経営管理を行うべきである。

⑵ 法令等遵守態勢

金融商品取引業者等は、金融商品市場の公正性及び投資者からの信頼を確保するとの観点から、法令等を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めるための法令等遵守態勢を整備すべきである。

⑶ 内部管理態勢

金融商品取引業者等は、投資者に対して誠実かつ公正にその業務を営むことが自ら果たすべき役割であることを認識し、顧客管理、営業員管理、売買管理・審査など、その全ての業務が適切に行われているかを確認するための内部管理態勢を整備すべきである。

第4：金融商品取引業者等検査マニュアル（抄）（2）

［金融商品取引業者等のあるべき姿］

⑷ リスク管理態勢

金融商品取引業者等は、その営む業務に内在する種々のリスクを正確に把握し、これが実現することにより生じ得る損失を適切に管理することが、投資者保護ひいては金融システムの安定 に欠かせないことを認識し、自己資本規制比率の適正水準での維持（第一種金融商品取引業者に限る。）や必要なリスク管理態勢を整備すべきである。

⑸ 監査態勢

金融商品取引業者等は、法令等の遵守状況や各種施策の機能を適宜、若しくは定期的に評価・改善することが投資者の信頼保持に資するものであることを認識し、客観的かつ厳正な評価を行うための内部監査又は外部監査を行う態勢を整備すべきである。

⑹ 危機管理態勢

金融商品取引業者等は、通常想定し得ない危機が発生した場合にも、その機能を極力維持することが、市場ひいては社会における無用の混乱の抑止に繋がることを認識し、可能な限りこれを回避、予防するための危機管理態勢を整備すべきである。

第5：平成25年度証券検査基本方針～ポイント～

《基本的考え方》

証券検査の役割

○金商業者などの法令違反行為に厳正に対処し、市場に警告

○金商業者などの自己規律を促し、安心して投資できる環境を保つ

証券検査を巡る環境

○検査対象業者の拡大・増加（全体で延べ約8,000社規模）

○金融商品・取引の多様化・複雑化

検査を巡る現下の課題

○**AIJ問題、増資インサイダー問題などの重大事案の発生**

↓

○個別の法令違反の検証だけでなく法令遵守意識・職業倫理の向上による**投資者の信認の回復**が必要

↓

＜検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査のための取組み＞

- 業態、顧客の特性、金融商品・取引に対するリスク感度を高め、*情報の収集・分析能力を強化*
- 業態、規模その他の特性、個別業者の問題点等を勘案し、*リスク・ベースで検査対象先を選定*
- 中小業者への検査未実施によるリスクを低減するため、*検査実施率（カバレッジ）を増加させる取組み*

《検査実施方針（主な重点検証事項）》

○法人関係情報の管理

○投資一任業者に対する集中的な検査の継続（「年金運用ホットライン」での情報収集・分析の取組みの強化）

○悪質なファンド業者・無登録業者への対応

○大規模な証券会社グループについて常日頃からグループ全体の状況を把握

○財務の健全性等に関する検証

○第二種金商業者、投資助言・代理業者について登録後早期に業務運営体制を把握

（参考：1）

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

平成25年　6月12日成立
6月19日公布

先般の金融危機に関わる諸問題 → 市場型金融危機への対応、金融資本市場・金融業の信頼性回復・機能強化

公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応

インサイダー取引規制の強化

- ◆ 情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入
- ◆ 資産運用業者が「他人の計算」で違反行為を行った場合の課徴金額の引上げ

企業実務等を踏まえた規制の見直し

- ◆ 公開買付け情報を聞いてから相当の期間が経過した場合についてインサイダー取引規制を適用除外

等

AIJ事案を踏まえた資産運用規制の見直し

不正行為に対する罰則の強化

- ◆ 投資一任業者等による運用報告書の虚偽記載等に対する罰則の引上げ

その他

- ◆ 年金基金が特定投資家（プロ）になるための要件の限定

等

金融機関の秩序ある処理の枠組み

リーマンショック等、金融市場を通じて伝播し、実体経済に深刻な影響を与える金融危機を防ぐため、G20の合意等を踏まえ、金融機関の秩序ある処理の枠組みを整備

対象

- ◆ 金融業全体（銀行、保険、証券、金融持株会社等）

手続

- ◆ 金融危機対応会議（内閣総理大臣（議長）、内閣官房長官、財務大臣、金融担当大臣、日本銀行総裁、金融庁長官で構成）

措置内容等

- ◆ 預金保険機構の監視等の下、流動性供給等により重要な市場取引等を履行（必要に応じ、資金援助・資本増強）
- ◆ 秩序ある処理に必要な措置（早期解約の制限等）

費用負担

- ◆ 原則として業界の事後負担（例外的に政府補助）

等

銀行等による資本性資金の供給強化等

銀行等による資本性資金の供給強化

- ◆ 銀行等による議決権保有規制（いわゆる５％ルール）について、企業再生や地域経済再活性化に資する効果が見込まれる場合に限り、規制を緩和

その他

- ◆ その他銀行等に関する規制（大口信用供与等規制や外国銀行支店規制等）の見直し

等

投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等

資金調達・資本政策手段の多様化

- ◆ 自己投資口の取得、投資主への割当増資の導入

その他

- ◆ 投資法人による海外不動産の取得促進のための措置
- ◆ 投資法人へのインサイダー取引規制の導入
- ◆ 投資信託の運用状況を投資家が理解しやすい形で提供するための措置

等

公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応

（参考：2）　（「公募増資に関連したインサイダー取引」事案の概要）

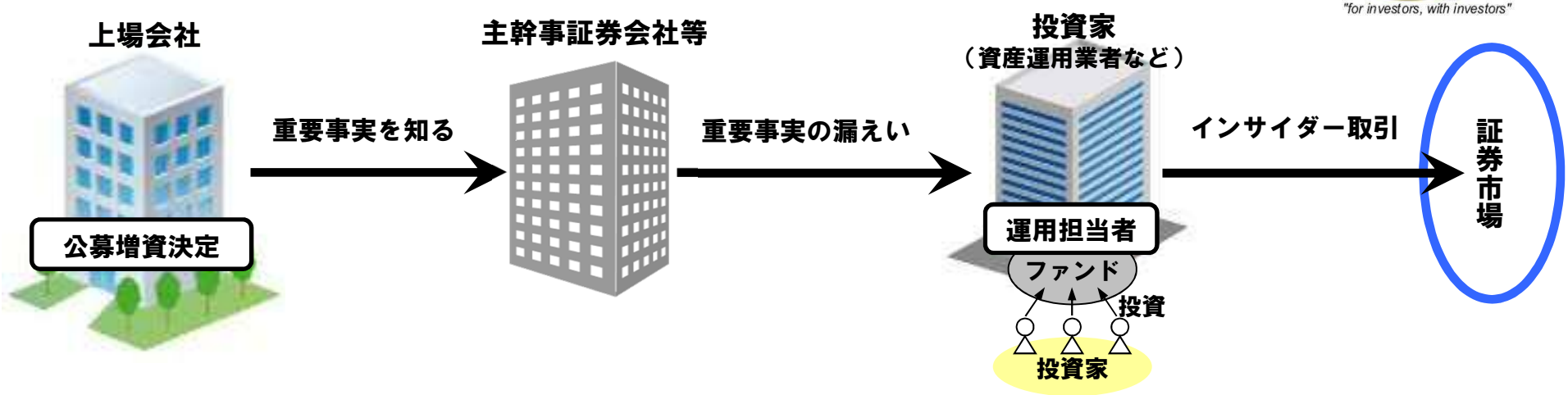

発行会社	公募増資公表日	主幹事証券会社等	インサイダー取引行為者	課徴金勧告日（納付命令日）	課徴金額
国際石油開発帝石	平成22年7月8日	野村證券	（旧）中央三井ｱｾｯﾄ信託銀行（（現）三井住友信託銀行）	平成24年3月21日（平成24年6月27日）	5万円
日本板硝子	平成22年8月24日	JPモルガン	あすかｱｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ	平成24年5月29日（平成24年6月26日）	13万円
みずほフィナンシャルグループ	平成22年6月25日	野村證券	（旧）中央三井ｱｾｯﾄ信託銀行（（現）三井住友信託銀行）	平成24年5月29日（平成24年6月27日）	8万円
東京電力	平成22年9月29日	野村證券	ﾌｧｰｽﾄ・ﾆｭｰﾖｰｸ証券 個人	平成24年6月8日（平成25年6月27日）	1，468万円 6万円
日本板硝子	平成22年8月24日	大和証券	ｼﾞｬﾊﾟﾝ・ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ合同会社	平成24年6月29日（平成25年1月8日）	37万円
エルピーダメモリ	平成23年7月11日	野村證券	ｼﾞｬﾊﾟﾝ・ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ合同会社	平成24年11月2日（平成25年4月16日）	12万円

（注1）野村證券については、昨年8月3日に同社に対して業務改善命令を発出。

（注2）ｼﾞｬﾊﾟﾝ・ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞﾘｰ合同会社については、昨年6月29日に同社に対して投資助言・代理業の登録取消処分を実施。

公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応
（情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入）

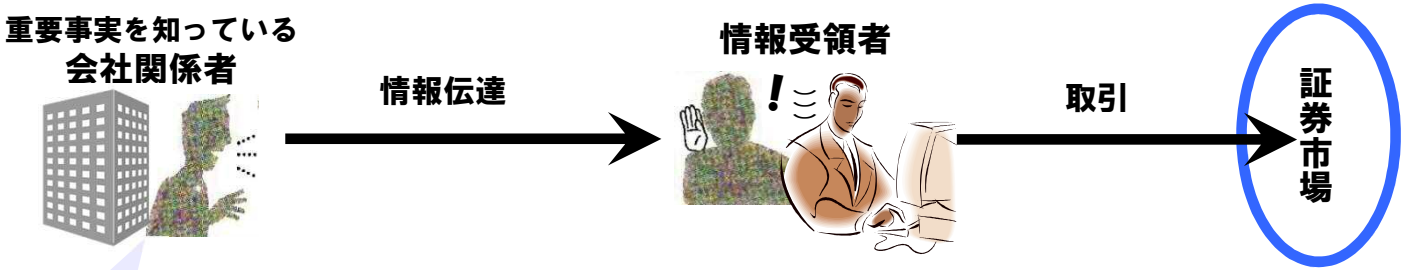

基本的考え方

- 情報受領者によるインサイダー取引を防止するためには、不正な情報漏えいをいかに抑止するかが重要
- 企業の通常の業務・活動に支障が生じないよう配慮しつつ、取引に結びつく不正な情報漏えいを規制

規制内容

①未公表の重要事実を知っている会社関係者（上場会社や主幹事証券会社の役職員など）が、他人に対し、
②「公表前に取引させることにより利益を得させる目的」をもって、③情報伝達・取引推奨を行うことを禁止
⇒ 当該行為により公表前の取引が行われた場合には刑事罰・課徴金の対象

違反抑止策

	刑事罰	課徴金	注意喚起のための氏名公表
証券会社等の違反の場合	5年以下の懲役 500万円以下の罰金 法人重課5億円	証券会社等に対し、 ・取引を行った者からの仲介手数料（3月分） ・〔増資に係る売りさばき業務の違反の場合〕 （上記の）仲介手数料（3月分）＋引受手数料の1/2	違反行為に関わった役職員 （補助的な役割を担った者を除く）
上記以外の違反の場合		・取引を行った者の利得の1/2	―

公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応
（資産運用業者の違反行為に対する課徴金の引上げ）

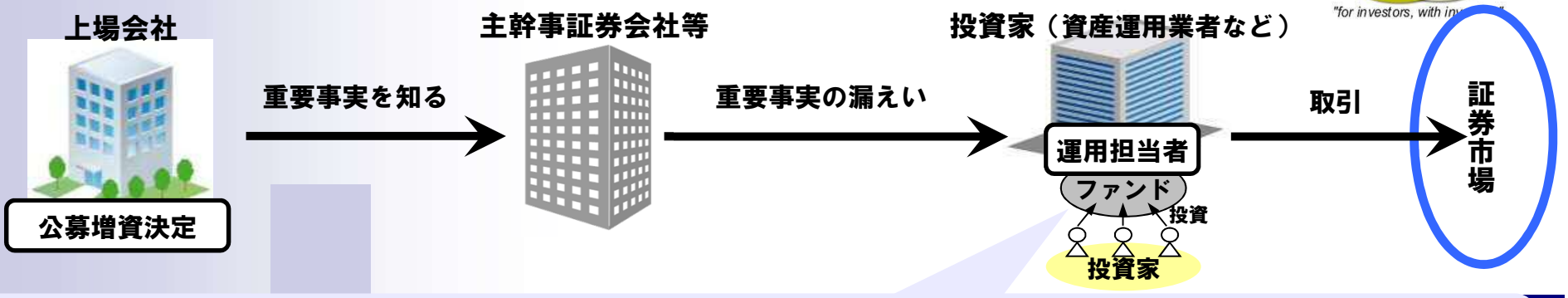

ポイント

〔現　行〕 課徴金額は、「運用報酬（1月分）」を、「運用財産全体に占める違反行為の対象銘柄の割合」で按分した額

〔改正後〕「3ヵ月分の運用報酬全体」を基準として課徴金額を計算

⇒ 資産運用業者は、違反行為による運用成績の向上により、運用報酬全体を継続的に得ることが可能

「他人の計算」による取引の課徴金の改正

	現　行	改正後	
	課徴金	課徴金	注意喚起のための氏名公表※1
資産運用業者	資産運用業者に対し、運用報酬（1月分）× 対象銘柄の最大額 / 運用財産の総額	資産運用業者に対し、<u>運用報酬（3月分）</u>	・違反行為を反復して行った者※2 ・取引上の立場を利用して重要事実を要求するなどにより、違反行為を行った者
上記以外の者	違反行為の対価	違反行為の対価	

※1 「自己の計算」で違反行為を行った場合も同様
※2 相場操縦等の違反行為を行った場合も同様

【実効性のある課徴金調査等のための制度整備】

- 課徴金調査において、物件提出を命じることを可能とする（⇒ 取引の記録、情報伝達の裏付け証拠を確保）
- 課徴金調査等に付随して、官公署への照会規定を整備する（⇒ 違反行為者の所在等を確認）

公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応
（近年の金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制の見直し）

インサイダー取引規制の対象者の見直し

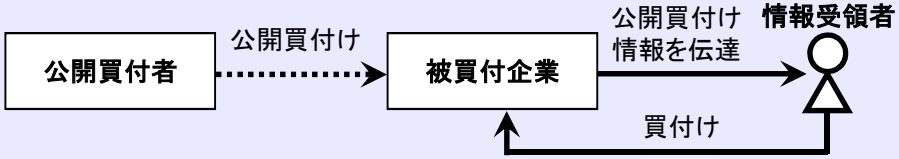

〔現　行〕被買付企業は、公開買付者との間で特段の契約がない場合には、「内部者」に該当せず

⇒被買付企業からの情報受領者は「第二次情報受領者」として規制対象から漏れてしまう

〔改正後〕被買付企業は、公開買付者との契約がなくとも、「内部者」に該当することを明確化

※被買付企業は、公開買付者からの事前告知により、予め公開買付け情報を知っていることが一般的

重要事実を知っている者同士の取引の適用除外

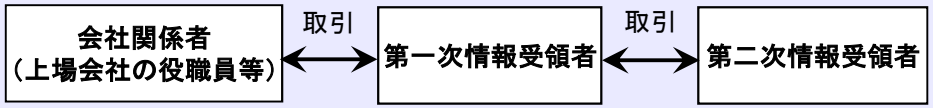

〔現　行〕重要事実を知っている者同士の取引であっても、

- 「会社関係者」と「第一次情報受領者」との取引は適用除外されるが、
- 「第一次情報受領者」と「第二次情報受領者」との取引は適用除外の対象となっていない

⇒「第一次情報受領者」が保有株式を売却する際に実務上の支障

〔改正後〕「第一次情報受領者」と「第二次情報受領者」との取引について、インサイダー取引規制の適用除外の対象とする

公開買付け情報の伝達を受けた者の適用除外

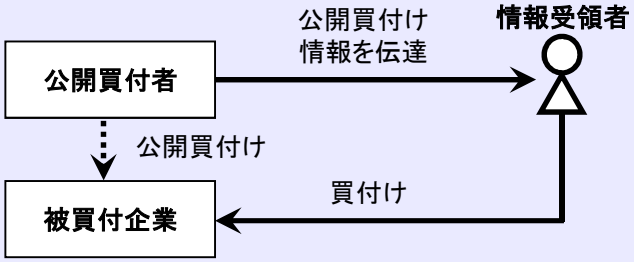

〔現　行〕公開買付け情報の伝達を受けた情報受領者による被買付企業の株式の買付けは禁止

⇒公開買付者が競合相手による買付けを阻止するために情報を伝達するなど、公正な競争・取引の円滑に支障

〔改正後〕次の場合には、情報受領者による買付けを可能とする

①【情報の周知】情報受領者が自ら公開買付けを行う際に「公開買付届出書」等に伝達を受けた情報を記載した場合

②【情報の陳腐化】情報受領者が伝達を受けてから6ヵ月経過した場合

（参考：3）　AIJ 事案を踏まえた資産運用規制の見直し

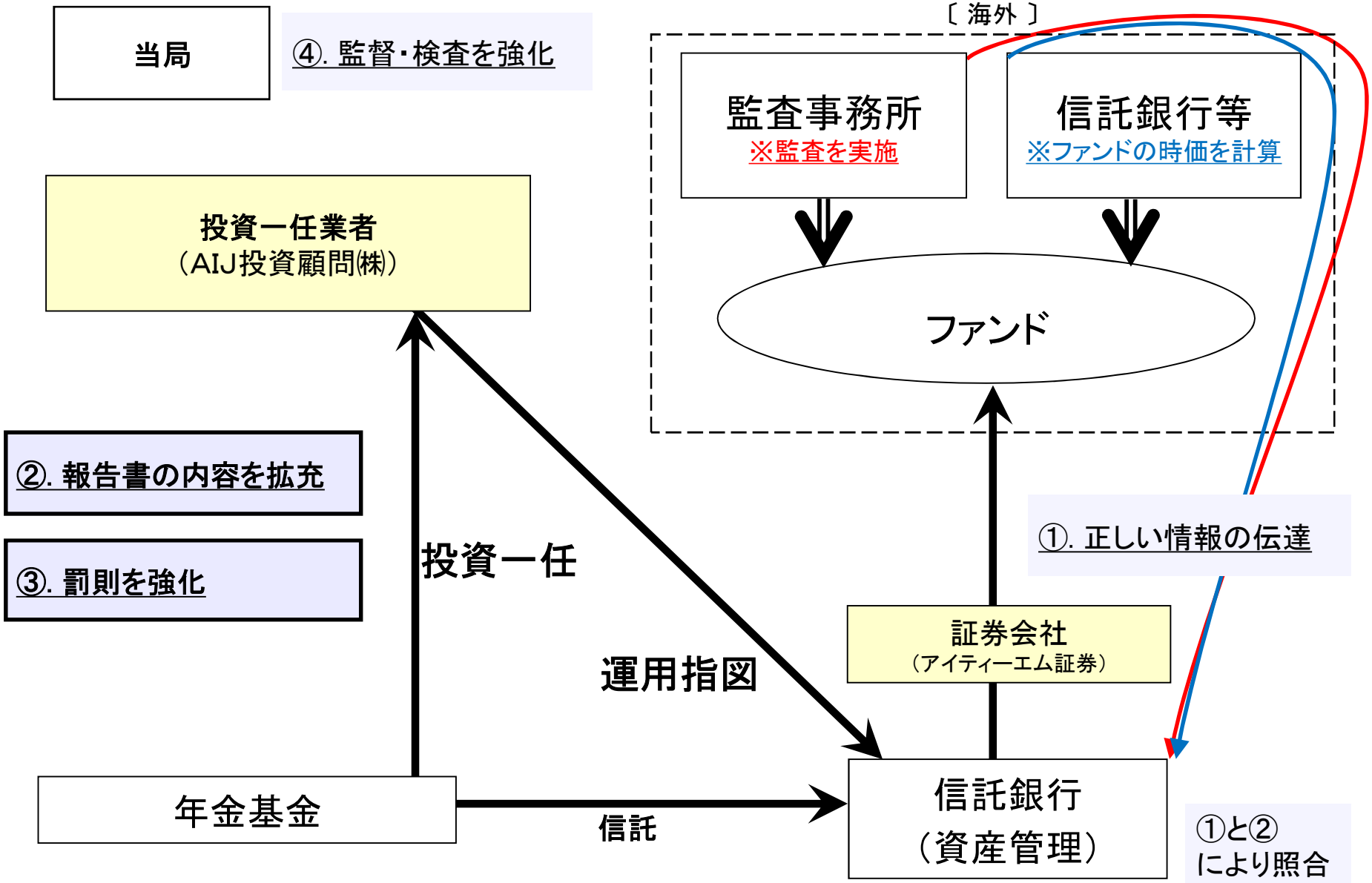

AIJ「再発防止策」（平成24年9月4日（火）公表）の概要

SESC "for investors, with investors"

①.【正しい情報の伝達】 第三者（国内信託銀行等）によるチェックが有効に機能する仕組み
（「基準価額」や「監査報告書」が国内信託銀行に直接届く仕組みなど）

（1）国内信託銀行によるファンドの「基準価額」「監査報告書」の直接入手
（2）国内信託銀行によるファンドの「基準価額」等の突き合せ

⇨ 内閣府令・監督指針の改正（平成24年12月公布）

②.【報告書の内容を拡充】 顧客（年金基金等）が問題を発見しやすくする仕組み
（運用報告書等の記載内容の充実など）

（1）運用報告書等の記載事項の拡充
（法律改正事項は、生命保険会社の運用実績連動型保険契約に係る運用報告書交付義務）
（2）運用報告書等の交付頻度の引上げ
（法律改正事項は、信託会社が作成する信託財産状況報告書の交付頻度の引き上げ(顧客が年金基金等の場合)）
（3）厚生年金基金が特定投資家（いわゆる「プロ」）になるための要件の限定
（4）投資一任業者等によるチェック体制の整備

⇨ 法律改正事項(下線)については本法律
（その他については内閣府令・監督指針の改正（平成24年12月公布））

③.【罰則を強化】 不正行為に対する牽制の強化
（投資一任業者等による「虚偽」の報告や勧誘等に対する制裁強化）

投資一任業者等による
① 顧客に交付する運用報告書等の虚偽記載、② 勧誘の際の虚偽告知及び③ 投資一任契約の締結に係る偽計に対する罰則の引上げ

⇨ 本法律

④.【監督・検査を強化】 投資運用業者等に対する規制・監督・検査の在り方の見直し

（1）事業報告書(当局宛て提出書類)の記載事項の拡充
（2）投資一任業者に対する監督の強化
（3）投資一任業者に対する検査の強化
（4）検査・監督の強化のための体制整備

⇨ 内閣府令・監督指針等の改正（平成24年12月公布）

AIJ 事案を踏まえた資産運用規制の見直し（改正の内容）

【罰則を強化】不正行為に対する罰則の強化 （③関係）

○ 運用報告書等の虚偽記載
現　行；懲役6月以下・罰金50 万円以下(法人重課なし)
改正後；懲役3年以下・罰金300万円以下(法人重課3億円以下)(注1)

○ 勧誘の際の虚偽告知
現　行；懲役1年以下・罰金100万円or300万円以下(法人重課なしor2億円以下)(注2)
改正後；懲役3年以下・罰金300万円以下(法人重課3億円以下)(注3)

○ 投資一任契約の締結の偽計
現　行；懲役3年以下・罰金300万円以下(法人重課3億円以下)
改正後；懲役5年以下・罰金500万円以下(法人重課5億円以下)

【報告書の内容を拡充】顧客（年金基金等）が問題を発見しやすくする仕組み （②関係）

○ 生命保険会社の運用実績連動型保険契約に係る運用報告書交付義務を定める。

○ 顧客が年金基金等の場合について、信託銀行が作成する信託財産状況報告書の交付頻度を引き上げる。
（1年を超えない期間毎⇒四半期毎）

○ 厚生年金基金が特定投資家（いわゆる「プロ」）になるための要件を限定する。
（運用体制の整備された厚生年金基金に限定）

(注1) 管理型信託については、懲役1年以下・罰金300万円以下(法人重課2億円以下)に引上げ。
(注2) 現行、投資一任業者・信託銀行等については、罰金300万円以下・法人重課2億円以下。保険については、罰金100万円以下・法人重課なし。
(注3) 管理型信託については、懲役1年以下・罰金300万円以下(法人重課2億円以下)に据置き。

（参考4） 年金運用ホットラインでの情報受付について
～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～

年金運用ホットラインのウェブサイトにアクセスいただきありがとうございます。
証券取引等監視委員会では、年金運用等に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口「年金運用ホットライン」において、投資一任業者の業務運営の実態等についての以下のような情報を受け付けております。

〔提供いただきたい情報の例〕
- 投資一任業者における疑わしい運用等の情報
  （例）相場の上昇局面・下落局面のいずれにおいても高い運用実績が恒常的に続いているなど、市場環境や運用手法の特性等に反する運用実績となっており、その理由が合理的に説明されないような場合
- 年金投資一任契約の不適切な勧誘に関する情報
  （例）年金投資一任契約を契約する見返りとして、運用報酬等の一部を年金基金の担当者にリベートとして供与するなど、不適切な勧誘が行われた場合
- 年金投資一任契約の勧誘の際の不十分な情報提供に関する情報
  （例）誤解を生ぜしめるような勧誘や虚偽の勧誘が行われたと疑われる場合
  （例）年金基金の運用方針と異なるものなど、年金基金側の意向に沿わない運用商品を紹介された場合
  （例）運用に係る報酬や費用を明確に開示しない勧誘が行われ、契約時や契約後に、想定外の費用負担等を行う必要が生じた場合
- 契約や説明を遵守しない運用に関する情報
  （例）実際の運用内容が当初の契約内容と一致しない場合
  （例）運用報告等が実際の運用内容と異なっていると疑われる場合
  （例）投資一任業者が行うべきデュー・ディリジェンスやモニタリングが不十分で、市場変動等に起因しない不測の損失を蒙った場合

〔情報提供に当たっての留意事項〕
- 本ホットラインへの情報提供は実名の方を対象としております（匿名の場合は情報受付窓口で受け付けております。）。
- 情報提供に当たっては、できる限り具体的な情報（運用業者名や商品名、仲介している業者名等）の提供をお願いします。
- 特に詳細な情報提供をいただける場合、当委員会の年金運用の専門家が対応させていただきますので、面談等の日程を調整するため、ご都合の良い日程及び、電話番号やメールアドレス等の連絡先を予めお知らせください。

第5：平成25年度証券検査基本方針～投資運用業者関連～

○　投資運用業者等の業務の適切性及び法令等遵守に係る検証

・忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利益相反管理態勢、デューディリジェンス機能の実効性を検証

・投資運用業者に対しては、金融庁による一斉調査の内容等を踏まえ、監督部局とも連携し、昨年度に引き続き、集中的な検査を実施

・集中的な検査の実施に当たっては、外部から重要性・有用性の高い情報を収集する「年金運用ホットライン」の設置と、年金運用の専門家の配置により、年金運用に 関する情報の収集・分析体制を強化

・専門家による、情報の提供者等に対する積極的な働きかけや、対話型の情報収集と質の高い分析は、検査実施の優先度の判断や 検査における検証の着眼点の明確化に有効であり、この取組みを強化

（参考）　平成24年度証券検査基本方針（抜粋）

○　投資運用業者等は、投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者が直接検証することは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢、デュー・ディリジェンス機能の実効性等を検証する

○　投資一任業者について、その業態や企業年金という顧客の特性等に鑑み、優先して業務の実態や法令等遵守状況について検証する必要がある

○　金融庁による投資一任業者に対する一斉調査の結果等を踏まえ、監督部局とも連携し、集中的な検査を行う

第５：平成25年度証券検査基本方針～登録事項検査関連～

○　平成２５年度の証券検査においては、投資助言・代理業者などに対して、新たに、登録後できるだけ早期に、業務の運営体制の整備状況を把握する取組みを実施する方針

○　この取組みは、「登録事項検査」として、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかという観点に絞って、簡易な実態把握（業務の内容、業務執行体制、法定帳簿の管理状況、苦情の解決のための体制などの把握）を行うもの

○　この方針は、中小の金融商品取引業者に対して、長期間にわたって検査が行われていないことが投資者保護上のリスクとなっていることを踏まえ、検査対象者数に対する検査を実施する業者数の割合（カバレッジ）を増加させる必要性があることを踏まえたもの

第6:平成25年度証券検査基本計画

第２　証券検査基本計画

１．基本的考え方

（１）検査実施計画については、検査実施方針に則り策定することとする。なお、市場環境の変化や個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

（２）検査の実施に当たっては、証券監視委及び財務局等証券取引等監視官部門の間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等証券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む。

２．証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、投資運用業者等及び信用格付業者	150 社（うち財務局等が行うもの 110 社）＜投資一任業者に対する集中的な検査を含む。＞
第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関等	必要に応じて実施
無登録業者	必要に応じて実施

（注）上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。

Ⅲ. 検査指摘事項及び留意点等

第１：投資運用業者に係る検査指摘事項等

１．投資一任業務に関して、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況（投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為等）

２．投資一任契約に係る善管注意義務違反

３．顧客の勧誘に際し異なる運用商品の運用実績値を表示する行為等

４．投資一任契約の締結又はその勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

５．年金基金関係者に対し特別の利益を提供する行為

６．投資一任業務に係る忠実義務違反等

７．投資一任契約締結に関し、忠実義務を果たすための内部管理態勢に不備が認められる状況

８．その他：純財産額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な金額を満たさない状況、権利者から出資を受けた金銭を流用する行為、利益相反防止に係る内部管理態勢が不十分な状況、特定投資家に対する告知義務違反、法定書面の未交付、ファンド資産の時価算出等に係る業務管理態勢の不備、等

事例1：投資運用業者

○　投資一任業務に関して、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況（投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為等）

【事実関係等】

○　当社は、投資一任契約を締結している顧客に対し、かかる投資一任契約に基づく運用対象資産として当社が運用している外国投資信託（以下「当該ファンド」という。）の買付けを指図しているが、顧客に対して当該ファンドの各サブファンドについて虚偽の基準価額を算出・報告していた。

　虚偽の基準価額は、当社社長が自らの相場観に基づき決定した一定の数値をもって算出し、当該ファンドの管理会社の取締役でもある当社取締役から当該ファンドの販売証券会社に対して伝えられていた。

　当社は投資一任契約の締結の勧誘について、少なくとも平成19年10月以降、66の顧客に対し、販売証券会社と一体となって虚偽の基準価額や当該基準価額に基づく運用実態が記載されたリーフレットを配布し、投資一任契約の締結の勧誘を行っていた。

○　当社は、金融商品取引法第42条の7第1項の規定に基づく運用報告書の記載事項のうち、有価証券の価額について、虚偽の基準価額を用いて記載をし、かかる運用報告書を顧客に交付していた。

○　当社は、第22期事業報告書（平成22年1月1日から同年12月31日の事業年度）において、平成22年12月31日現在の運用資産の総額について、当該ファンドの受託銀行の代理人が算出している各サブファンドの基準価額等に基づかない虚偽の計数を記載し、かかる事業報告書を関東財務局長に提出していた。

○　当社は、顧客の財産の運用に当たって、著しく価値が毀損していることを知りながら自らが偽装した虚偽の基準価額をもって当該ファンドを購入することを指図していた。

　また、当社は、当該ファンドが出資している投資事業組合（当社社長が実質的に支配）に解約請求に係る外国投資信託受益証券を虚偽の基準価額で買い受けさせているなど、ファンドの財産を不当に流出させていた。

　このように、当社は投資運用業者として、権利者である顧客のため忠実に業務を行っていないと認められる。

【留意点】

○　投資一任業者は、運用を委託した投資者に対して受託者責任を負っており、金融商品取引法においても、忠実義務、善管注意義務、分別管理義務等が課せられている。

○　本件は、当社が運用している外国投資信託について、虚偽の基準価額を算出し、当該基準価額を用いて投資一任契約の締結の勧誘や運用報告書の作成等をしていたものであり、投資者保護上、極めて悪質な行為である。

○　また、関東財務局長に虚偽の計数を記載した事業報告書を提出する行為は、監督当局による適切な監督事務の遂行を阻害する行為であり、極めて悪質である。

"for investors, with investors"

事例2：投資運用業者
○　投資一任契約に係る善管注意義務違反

【事実関係等】

○　当社において、下記のとおり、金融商品取引法第４２条第２項に定める、善良なる管理者の注意義務に違反する状況が認められた。

①　Ａ厚生年金基金との年金投資一任契約に基づく出資先である乙号投資事業有限責任組合について、出資前の調査等が不適切な状況

(1)　運用を委託された資産全額について、未公開株を投資対象とする乙号組合に出資することが、運用方法として適合しているかどうかに関し全く調査・確認を行っていない。

(2)　乙号組合の運営者に関して十分な調査を実施していないほか、乙号組合が投資する予定の未公開企業の実態等の把握が著しく不十分である。

②　乙号組合に対する出資後のモニタリング等が不適切な状況

(1)　Ａ基金に対する運用報告が不適切な状況

Ａ基金に提出した四半期運用報告書において、上場予定が白紙となっている乙号組合の投資先未公開企業に関して十分な確認を行わず、上場時期が確定している旨の内容を記載している。

(2)　乙号組合に対するモニタリングが不適切な状況

上場予定が白紙となった投資先未公開企業に対し、合理的な理由なく追加投資が行われたことについて、適切な措置を講じなかった。また、乙号組合への出資が妥当であるかについて定期的に見直しを行う等のモニタリングを実施していない。

また、当社においては、上記の年金投資一任契約以外の一任契約に基づく運用において、当社のグループ会社等で組成・販売等した公募外国投資信託に関し、当該外国投資信託の管理会社との間で投資一任契約を締結し、当該外国投資信託に係る投資判断を行っているが、当該投資判断等について、善良なる管理者の注意義務に違反した事例が認められた。

【留意点】

○　本件は、年金基金の事務長（当時）が、特定のファンドに投資するため、その意向どおりに投資する運用業者を選んで契約を締結する等、中心人物として本件を主導した案件であったが、投資運用業者において、善管注意義務を適切に果たしていなかったものである。

○　金融商品取引業者が投資運用業を行う場合においては、金融商品取引法において、「権利者に対して善良な管理者の注意をもって投資運用業を行わなければならない」と規定されている。

○　投資一任契約に基づく投資の決定に当たっては、顧客による投資の適合性を把握することが重要であるが、当社における、左記事実関係に係る状況は、法令違反に該当する極めて不適切な状況であった。当該投資により、顧客に多大な損失が発生する結果となっている。

○　今後とも、投資運用業を行う金融商品取引業者において、投資対象を決定するに際し必要な調査が十分でない等、権利者に対する善良な管理者としての注意義務に違反する行為が認められた場合においては、金融商品取引法の目的、精神に照らし、厳正に対処していく。

事例3：投資運用業者
○　投資一任契約に係る善管注意義務違反

【事実関係等】

○　当社の投資一任業務における投資決定のための必要な調査等（以下「デューディリジェンス」という。）の態勢を検証したところ以下のとおり、十分な調査等を行っていない状況が認められた。

①　企業年金基金等との投資一任契約の締結に係る経緯
　当社は、企業年金基金等からの依頼に応じ、投資一任契約を締結し、証券会社から優先出資証券等を買付けている。
　しかし、当該買付けに当たっては、投資一任契約の締結以前から、企業年金基金等と証券会社との間で、投資対象の優先出資証券等及びその買付価格について交渉しているなどとして、当社は価格交渉に十分に関与していないほか、価格の妥当性の検証を行っていないまま、証券会社からその価格を提示されている。

②　A優先出資証券の買付価格について十分な調査等を行っていない状況
　当社は、A優先出資証券について、同じ証券会社から、甲株式会社及び乙企業年金基金（以下「両社」という。）に示された価格の提示を受け、買付けを行っている。
　当社は、当該優先出資証券への投資に当たって、投資政策委員会において買付価格の妥当性についての議論を行わないまま、両社が証券会社から提示されていた価格で投資決定している。
　このため、両買付けは、同じ証券会社からの受渡日が同一のほぼ同時期の買付けであるにもかかわらず、その買付価格には乖離が生じているが、当社は、証券会社から提示された価格で買付けを行っている。
　当社においては、上記の状況に関して、証券会社に確認を行うなどの検証を行っておらず、より良い価格で執行できるか等の確認も行っていない。

③　B優先出資証券を担保資産とするリパッケージ債の買付価格について十分な調査等を行っていない状況
　当社は、証券会社から、リパッケージ債の利回り等について、丙企業年金基金に示された条件の提示を受け、買付けを行っている。
　しかしながら、当社は、当該リパッケージ債の利回り等の条件が、担保資産の価格等に照らして妥当なものか否かについて検証を行っていない。
　また、当社は、担保資産の価格が下落している状況を把握しているにもかかわらず、証券会社に対して更なる利回り改善の余地について、十分な確認を行っていない。
　さらに、当社は、最終買付決議を行うにあたり、当該リパッケージ債について、投資政策委員会において、買付価格の妥当性についての説明・議論を行わないまま買付けを決議している。

④　その他の投資対象資産の買付価格について十分な調査等を行っていない状況
　当社は、上記②及び③以外の投資対象資産についても、価格交渉に関与しておらず、投資政策委員会においても買付価格の妥当性についての議論を行わないまま投資決定し、証券会社の提示する価格のまま取引を執行している。

【留意点】

○　監視委員会では、AIJ事件の発生等により、金融庁が投資一任業者に対して実施した一斉調査の結果等に基づき、投資一任業者への集中的な検査を実施しており、その一環として、当社に対し検査を行ったもの。

○　金融商品取引法上、金融商品取引業者が投資運用業を行う場合においては「権利者に対して善良な管理者の注意をもって投資運用業を行わなければならない」と規定されている。

○　市場性のある金融商品に対する投資の決定に当たっては、顧客のためにより良い価格で執行することが重要であるが、当社における、左記事実関係に係る状況は、法令違反に該当する極めて不適切な状況であった。

○　今後とも、投資運用業を行う金融商品取引業者において、投資対象を決定するに際し必要な調査が十分でない等、権利者に対する善良な管理者としての注意義務に違反する行為が認められた場合においては、金融商品取引法の目的、精神に照らし、厳正に対処していく。

事例4：投資運用業者

○　顧客の勧誘に際し異なる運用商品の運用実績値を表示する行為等

【事実関係等】

○　当社が投資一任契約の締結を勧誘するに際して使用している3種類の運用商品（「A戦略」、「B戦略」及び「C戦略」の3種類の戦略で運用するもの。）の顧客勧誘資料に、以下のとおり、不適切な記載が認められた。

①　異なる運用商品の運用実績値を表示する行為等

当社は、A戦略に係る顧客勧誘資料に記載した月次の運用実績値（以下「実績値」という。）について、一部の期間において、A戦略ではない他の運用商品にて運用を行っている既存顧客の実績値を使用し、かつ、当該実績値を加工して表示していた。

また、当社は、他の期間においても、A戦略に係る既存顧客の実績値を使用しているが、当該実績値についても、実績値そのままではなく、加工して表示していた。

②　勝率等の数値に係る不適切な記載

当社は、B戦略に係る顧客勧誘資料において、当該運用商品の収益率を並べた表を記載し、当該表を基に算出した勝率、累積リターン、年率リターン等を表示している。

しかしながら、当社は、当該勧誘資料において、一部の収益率については、シミュレー ションに基づく数値（以下「バックテスト結果」という。）を記載しているにもかかわらず、その旨を注記では明示していない。

また、当社は、勝率、累積リターン、年率リターン等の数値について、バックテスト結果を記載した期間も通算して算出した数値を表示しているため、当該勧誘資料における各数値は、実績値から大きく乖離したものとなっているが、バックテスト結果を記載した期間も通算して算出している旨の注記をしていない。

当社はこのような顧客勧誘資料を、他の運用商品も含めた3種類の運用商品において、少なくとも47の年金基金に対して配付している。

③　複数の既存顧客の実績値を混在させた不適切な記載

当社は、平成24年2月に配付したC戦略に係る顧客勧誘資料において、C戦略の既存顧客の実績値として月次の収益率を記載している。

しかしながら、当社は、当該実績値について、同一の既存顧客の実績値を記載せず、複数の既存顧客の実績値を混在させて記載している。なお、当社は、このような顧客勧誘資料を少なくとも24の年金基金に対して配付している。

【留意点】

○　監視委員会では、AIJ事件の発生等により、金融庁が投資一任業者に対して実施した一斉調査の結果等に基づき、投資一任業者への集中的な検査を実施しており、その一環として、当社に対し検査を行ったもの。

○　金融商品取引業者等においては、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させる行為として、「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」が禁止されている。

○　当社における、左記事実関係に係る状況は、法令違反に該当する極めて不適切な状況であった。

○　今後とも、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為等、金融商品取引業者等の禁止行為が認められた場合においては、金融商品取引法の目的、精神に照らし、厳正に対処していく。

事例5：投資運用業者
○投資一任契約の締結又はその勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

【事実関係等】

○　当社は、外国ファンドAに投資する国内単位型私募投資信託（以下「本件単位型ファンド」という。）や国内追加型私募投資信託（以下「本件追加型ファンド」という。）を設定し、その運用を行っている。外国ファンドAは、米国の生命保険証書を投資対象としている。

こうした中、当社は、本件追加型ファンドを組み入れることを前提とした投資一任契約の締結及びその勧誘を行っており、その際に、本件追加型ファンドが比較的高い流動性リスクを有することについての一般的な説明は行っていた。

しかしながら、当社は、最終的な投資先が同一である本件単位型ファンドに関して、以下①及び②の投資判断上重要な事実を説明していなかった。

①　外国ファンドAの流動性が低下したことにより、本件単位型ファンドの償還等に必要な外国ファンドaの解約の受付が停止等されたことに伴い、本件単位型ファンドの解約の受付が停止等されたこと。

②　当社は、本件単位型ファンドの約款を変更し、解約対応可能金額を制限し、顧客の保有口数に応じて比例配分した額を上限とすることとしたこと。

○　当社は、外国ファンドBに投資する複数の国内単位型私募投資信託（以下「本件ファンド」という。）を設定し、その運用を行っている。外国ファンドBは、米国の生命保険証書を投資対象としている。

こうした中、当社は、本件ファンドを組み入れることを前提とした投資一任契約の締結及びその勧誘を行っており、その際に、本件ファンドが比較的高い流動性リスクを有することについての一般的な説明は行っていた。

しかしながら、当社は、最終的な投資先が同一である複数の本件ファンドのうち、当初設定されたもの（以下「当初設定ファンド」という。）に関して、以下の投資判断上重要な事実を説明していなかった。

・　外国ファンドBの流動性が低下したことにより、当初設定ファンドの償還に必要な外国ファンドBの解約ができない状況となったことに伴い、当初設定ファンドの償還が複数回にわたり延長されることとなったこと。

【留意点】

○　証券取引等監視委員会では、投資一任業者への集中的な検査を実施しており、その一環として当社に対して検査を行ったもの。

○　金融商品取引業者においては、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させる行為として、「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」が禁止されている（金商法第38条第7号の規定に基づく金商業等府令第117条第1項第2号）。

○　当社における、左記の行為は、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示により、投資家が適切な投資判断を行うことを妨げるものであり、法令違反に該当する極めて不適切な状況であった。

○　今後とも、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為等、金融商品取引業者の禁止行為が認められた場合には、厳正に対処していく。

事例6：投資運用業者、投資助言・代理業者
○年金基金関係者に対し特別の利益を提供する行為

【事実関係等】

○　当社は、当社代表取締役（当時）及び当社営業担当部長（当時）が中心となって、厚生年金基金を含む複数の年金基金の関係者に対し、頻繁に接待を行っていた。

特に、当社は、みなし公務員であるA厚生年金基金の理事長その他複数の者に対して、約2年間で40数回の接待を行い、約260万円に相当する利益を提供した。

【留意点】

○　証券取引等監視委員会では、投資一任業者への集中的な検査を実施しており、その一環として当社に対して検査を行ったもの。

○　当社は、海外の運用会社との間における投資顧問契約に基づき当該運用会社が運用する外国投資信託（以下「本件外国投資信託」という。）の資産残高に応じた助言報酬を得ているところ、投資運用業の登録前におけるA厚生年金基金に対する接待は、A厚生年金基金に本件外国投資信託への投資を行わせることを目的として行われたものと認められる。また、投資運用業の登録後における接待は、A厚生年金基金との間における投資一任契約の締結、本件外国投資信託への追加投資を行わせることなどを目的として行われたものと認められる。

○　金融商品取引業者等においては、投資者の保護に欠け、 若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させる行為として、「金融商品取引契約につき、（略） 顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為」が禁止されている（金商法第38条第7号の規定に基づく金商業等府令第117条第1項第3号）。

○　当社における左記の行為は、長期間にわたり反復継続して財産上の利益を提供したものであり、法令違反に該当する行為である。なお、本件接待は、厚生年金保険法第121条の規定により、刑法その他の罰則の適用について公務員とみなされることとされている年金基金の役職員を相手方として行われたものであった。

○　今後とも、金融商品取引契約の締結につき、顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為等、金融商品取引業者等の禁止行為が認められた場合には、厳正に対処していく。

事例7：投資運用業者
○投資一任業務に係る忠実義務違反等

2．事実関係

○ 投資一任業務に係る忠実義務違反等

アマデウスアドバイザーズ株式会社（以下「当社」という。）が年金基金との間で締結した投資一任契約に係る投資一任業務の運営状況を検証したところ、以下の問題が認められた。

(1) 一任報酬を過大に受領している状況等

ア 当社は、年金基金との投資一任契約に基づき、当社が組成した甲投資事業有限責任組合（以下「甲ファンド」という。）を投資対象先に組み入れているが、甲ファンドは、投資を行う際のマザーファンドとしての機能を担っており、最終的な投資対象となる株式・債券等への投資のほとんどは、当社が組成に関与し、個々に投資一任契約等を締結する匿名組合を階層的に組み入れた後に行われている。

しかしながら、当社は、こうした投資スキームにどのような投資経済効果があるかについて合理的な説明ができておらず、顧客資産をお互いの間で内部的に受け渡しているだけの各匿名組合からそれぞれ一任報酬を受領することにより、平成21年８月から同24年７月までの間に年金基金５顧客から得た一任報酬約81百万円のうち、約31百万円を過大に受領している。

イ 当社は、階層的に組み入れている匿名組合で発生する各種報酬について、年金基金に対し十分な説明を行っていない。

(2) 投資決定のための必要な調査等を行っていない状況

当社は、甲ファンドから当社が組成に関与し投資一任契約を締結している乙匿名組合へ投資する際、投資先を選定するにあたり行うべき投資決定のための必要な調査等（デューディリジェンス）を全く実施しないまま投資を行い、投資を行った後も運用状況のモニタリング等を全く行わないまま、乙匿名組合に当社社長の親族企業への業務委託や出資等を行わせており、結果的に平成23年12月末日時点において、投資額482百万円に対し、損失額が約420百万円（△87%）と投資額の大宗を毀損させている。

(3) 運用財産の純資産価額について適正な時価評価をせずに報告を行っている状況

ア 当社は、平成24年３月27日以降に受領した監査報告書（平成23年12月末日基準日）において、甲ファンドに組み入れられた乙匿名組合出資持分の純資産価額（以下「ＮＡＶ」という。）が135百万円となっていたにもかかわらず、同日以降の年金基金及び信託銀行への報告において、甲ファンドのＮＡＶを初期投資額である480百万円としていた。

イ 当社が平成24年９月５日に信託銀行へ報告した甲ファンドのＮＡＶ（平成24年７月末基準日）は、前月に信託銀行へ報告したＮＡＶと同額であり、当社がＮＡＶ計算業務委託業者から受領したＮＡＶと異なっていた。

ウ 当社が平成24年10月３日に信託銀行へ報告した甲ファンドのＮＡＶは、時価基準日が同年９月30日であったにもかかわらず、同年10月１日に組み入れた資産の時価評価を反映した価額となっていた。

当社が行った上記（１）の行為は、顧客である年金基金のために忠実に投資運用業を行っていないものであり、金融商品取引法第42条第１項に違反すると認められる。

当社が行った上記（２）及び（３）の行為は、権利者に対し、善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていないものであり、金融商品取引法第42条第２項に違反すると認められる。

また、当社が行った上記（３）アの行為は、事実と異なるＮＡＶを記載した運用報告書を顧客である年金基金に交付しているものであり、金融商品取引法第42条の７第１項（運用報告書交付義務）に違反すると認められる。

事例8：投資運用業者

○　投資一任契約の締結に関し、忠実義務を果たすための内部管理態勢に不備が認められる状況

【事実関係等】

○　当社は、投資一任契約において権利者から運用報酬を受領している一方で、運用財産として組み入れたファンドの運用者と助言契約を締結し、運用資産残高に連動した多額の報酬を受領するなど、当社にとって当該ファンドに投資するインセンティブが生じる構造となっている。

○　当社におけるこのような業務運営状況は、投資判断に不適切な影響を与え投資一任契約の権利者との間で利益相反が生じる可能性があることから、投資者保護上問題があると認められる（態勢指摘）。

【留意点】

○　一任契約の顧客と、当該一任契約の組入れ資産の売り手や発行者等の双方から報酬を受領することは、利益相反のおそれのある行為であり、例えば、以下のような弊害が発生するおそれがある。

①　収益的なインセンティブから同種の他の商品との比較を行う際の投資判断を歪めること
②　売主や発行者に有利な価格での取引を行うこと
③　顧客に不要な費用負担を生じさせること
④　デューディリジェンス、モニタリングが不十分になること等

○　監督指針上、投資運用業者には利益相反等の弊害発生を未然に防ぐための適切な措置を行うことが求められており、実効性のある態勢整備等が必要である。

第２：投資助言・代理業者に係る検査指摘事項等

１．無登録営業等
　①　無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況
　②　著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為
　③　顧客の利益に追加するため財産上の利益を提供する行為

２．顧客からの金銭の預託の受入れ

３．業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反

４．業務の運営の状況に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況

５．無登録業者に対し投資助言業務を委託している状況

６．著しく不当な勧誘を行っている状況

７．顧客の損失の一部を補てんするため財産上の利益を提供する行為

等

事例1：投資助言・代理業者
○　無登録営業等

２．事実関係

アブラハム・プライベートバンク株式会社（以下「当社」という。）は、投資助言・代理業の登録を受けている金融商品取引業者である。当社は、当社と投資顧問契約を締結している顧客に対する投資助言として、当該顧客の投資意向等を踏まえて、中立・客観的な立場から、外国投資法人が発行する外国投資証券及び外国で発行される集団投資スキーム持分（以下、これらを総称して「海外ファンド」という。）に係る個別の商品内容の説明を行うとともに、海外ファンドの取得を希望する顧客に対して、取得申込書の送付などの取得申込手続のサポートを行っていると主張している。

また、当社は、雑誌、テレビ、電車の車内及びインターネット等において自社広告を展開することにより、近時、急速に顧客数を増加させている。

当社の業務の実態及び広告の適切性を検証したところ、以下のとおり、法令違反の事実が認められた。

(1)　無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況

当社は、以下のとおり、遅くとも平成22年８月から同25年５月末までの間、海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行い、少なくとも、2,792顧客が海外ファンドを2,892件取得している状況が認められた。

具体的には、当社は、当社と投資顧問契約を締結している顧客に対し、当社が顧客に取得を勧める個別の海外ファンドの資料を提示した上で、その商品内容、コスト、メリット、リスク等の説明及び取得申込書の送付を行うことにより、取得契約を成立させている。

他方、顧客による海外ファンドの取得に関しては、その大部分について、当社の取締役が自ら株主となって国外に設立したSagacious Trend International Co.,Ltd.（以下「ＳＴＩ」という。）が、海外ファンドの発行者、又は海外ファンドの発行者から委託を受けている運用会社との間の委託契約に基づき、当社顧客による海外ファンドの購入額に応じた報酬を受領しているとともに、ＳＴＩが報酬を受領する都度、当社の100%親会社であるアブラハム・グループ・ホールディングス株式会社（以下「ＡＧＨ」という。）において、当該報酬と同額の債権がＳＴＩに対して計上されている。

当社は、ＡＧＨと役員及び事務所を同じくし、当社社員は全てＡＧＨからの出向者であるとともに、ＡＧＨへ管理業務全般を業務委託している。ＳＴＩについても、当社の取締役が自ら株主として設立した法人であるとともに、当社及びＡＧＨが業務上の意思決定を行い、契約書におけるＳＴＩの住所及び電話番号が当社と同一であること等から、３社は当社の業務に関し実質的に一体であると認められる。

よって、３社は、実質的に一体となって、海外ファンドの商品内容の説明・取得申込手続のサポートを顧客に行うことにより、海外ファンドの取得契約を成立させ、顧客の海外ファンドの購入額に応じた報酬を受領しており、このような行為は、発行者のために募集又は私募を取り扱う行為と認められる。

したがって、当社の行為は、金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第２項に規定する第二種金融商品取引業（同法第２条第８項第９号に掲げる「有価証券の募集又は私募の取扱い」を業として行うこと）に該当するものであり、当社が同法第31条第４項に基づく変更登録を受けることなく第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行うことは、同法第29条に違反するものと認められる。

(2)　著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為

当社は、上述のとおり、様々な媒体を通じて広告を実施しているところ、これらの広告について以下のような問題のある表示が認められた。

ア　当社は、雑誌記事広告において、当社の提供する助言サービスである「いつかはゆかし」並びに国内証券会社及び国内投信会社が販売する積立商品の合計６商品を「国内外の主要積立商品比較（過去５年間の年平均利回り）」との表題の下、グラフにより比較し、６商品の中で「いつかはゆかし」が15.34%と、最も高い平均利回りを上げていると記載している。

しかしながら、過去５年間の年平均利回りとして15.34%というパフォーマンスを上げていた投資商品は、当社顧客が投資対象を選択するに当たり選択肢となり得る投資商品の一つではあるものの、当社は、当該投資商品の取得を顧客に助言したことはなく、顧客が当社の助言を受けて当該投資商品を取得した事実もない。

イ　当社は、自社ウェブサイトにおいて、「類似の資産運用サービスと比較した場合、アブラハム・プライベートバンク株式会社の手数料は、業界最安値でございます。」と記載し、併せて、当社の調査に基づき作成した比較資料をその根拠として掲載している。

しかしながら、当社は、他社のサービスとの手数料比較に際して、当社の助言手数料を下回るサービスが存在することを認識しながら、あえて当該サービスを比較対象に含めず、それ以外の事業者との間でのみ手数料を比較している。

ウ　当社は、自社ウェブサイトにおいて、「金融機関や運用会社から販売手数料等はもらっていません。」と記載している。

しかしながら、当社及びＡＧＨは、上記（１）のとおり、ＳＴＩを通じる等して、特定の海外ファンドの発行者又は運用会社から、当社顧客による海外ファンドの購入額に応じた報酬を受領している。

当社が行った上記ア、イ及びウの行為は、広告等において、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をする行為であり、金融商品取引法第37条第２項に違反するものと認められる。

(3)　顧客の利益に追加するため財産上の利益を提供する行為

当社は、平成23年３月、投資顧問契約を締結した顧客から、過去実績から想定された投資実績に遠く及ばない等の理由で、当社が請求した助言報酬の免除等の依頼を受けた。

これを受け、当社は、当該顧客に対し、平成21年10月から同23年９月までの２年分に相当する助言報酬計9,397,882円を全額免除した。

当社が行った上記の行為は、金融商品取引法第41条の２第５号に掲げる「その助言を受けた取引により生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客に対し、財産上の利益を提供すること」に該当し、同条に違反するものと認められる。

事例2：投資助言・代理業者
○　顧客からの金銭の預託の受入れ

【事実関係等】

○　当社は、平成15年3月から同22年9月にかけて、当社顧客及び見込み顧客（以下、両者を合わせて「顧客等」という。）のうちインターネット操作に不慣れな者や運用成績の思わしくない者に対して、「株式取引の一任をして下さったら、5～7％の金利をつけて返済します。」等と申し向け、当社預金口座又は当社代表取締役名義の預金口座において、振込送金等の方法により、少なくとも顧客等10名より、合計で約1億円の金銭の預託の受入れを行った。

【留意点】

○　金融商品取引業者等は、金融商品取引法等の法令を遵守し、併せて公益又は投資者保護の観点から、適切な業務運営に努めることが強く求められる。

○　金融商品取引法上、金融商品取引業者等は、第一種金融商品取引業に係る登録を受けて有価証券等管理業務として行う場合等を除き、投資助言業務に関して、「いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭の預託を受けてはならない」等、金銭又は有価証券の預託の受入れ等が禁止されている。

○　当社における左記事実関係に係る状況は、上記法令に違反する極めて不適切な状況であった。

○　今後とも、金融商品取引業者等の業務に関し、金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止規定に抵触する行為が認められた場合においては、厳正に対処していく。

事例3：投資助言・代理業者
○　業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反

【事実関係等】

○　当社は、近畿財務局（以下「当局」という。）より、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第52条第１項の規定に基づく1か月の業務停止命令を受けたほか、金商法第51条の規定に基づき業務改善命令を受け、再発防止策の策定等の報告を求められた。当社は、当該業務改善命令に基づき、当局に対して、再発防止のための改善策をとりまとめた報告書を提出した後、業務改善状況に係る報告書（以下「改善報告」という。）を3回提出した。
　今回検査において、業務停止命令及び業務改善命令の履行状況について検証したところ、以下の問題が認められた。

①　業務停止命令違反
　当社は、業務停止期間中に、業務停止命令に違反する行為であると認識しながら、同期間中に投資顧問契約を申し込んだ顧客と投資顧問契約を締結していた。

②　検査忌避
　当社は、業務停止期間中に顧客と投資顧問契約を締結していたにもかかわらず、当該投資顧問契約が業務停止期間前に締結したことを示す電子メールを偽造して検査官に提出し、その旨を説明した。

③　業務改善命令違反
　当社が当局に提出した以下の改善報告の内容に虚偽があり、再発防止策が講じられておらず、業務改善命令違反が認められた。
(1)　広告の審査を含む日常業務のリーガルチェック
　広告の審査を含む日常業務に係るA法律事務所のリーガルチェックを受けた旨の報告を行っていたが、A法律事務所からリーガルチェックを受けていなかった。
(2)　セミナー・研修
　代表取締役が法令遵守意識を高めるため弁護士等が主催するセミナーに参加し、その内容を職員に研修を行った旨の報告を行っていたが、代表取締役はセミナーに参加しておらず、職員への研修も行っていなかった。
(3)　内部監査
　弁護士に依頼し内部監査を実施した旨の報告を行っていたが、実際には弁護士に依頼しておらず、内部監査を実施していなかった。

【留意点】

○　金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令の遵守は当然であるが、それに加え、当局による金融商品取引業に関し法令に基づいてする処分についても適正に対応することが求められている。

○　当局における監督の適切な実施の確保の観点から、業務停止命令に違反する行為や、虚偽の改善報告書を当局に提出する行為は、金融商品取引法第52条第１項第６号の「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当し、また、検査において偽造した資料を検査官に提出する行為は、金商法第198条の６第11号の「検査を忌避した者」に該当する。

○　当社における左記事実関係に係る状況は、上記法令に該当する極めて不適切な状況であった。

○　今後とも、金融商品取引業者等において、本件と同様の行為が認められた場合には、厳正に対処していく。

事例4：投資助言・代理業者
○　業務の運営の状況に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況

【事実関係等】

○　無登録の投資助言・代理業者の代理をして投資顧問契約を締結する行為

当社は、無登録の投資助言・代理業者が開発した株式投資の銘柄選定に用いるソフトウエア（以下「株式ソフト」という。）の販売を目的として当該無登録業者と総代理店業務委託契約を締結し、当社ホームページで勧誘し、26名の顧客に販売していた。

【留意点】

○　金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令を遵守することは当然の責務であるが、併せて公益又は投資者保護の観点から、適切な業務運営に努めることが強く求められる。

○　本件において、顧客は、当社に対し、株式ソフトの購入代金に加え、別途月額使用料を支払っているが、当該月額使用料のうち半額は当該株式ソフトの開発者（以下「開発者」という。）に支払われるとともに、当該株式ソフトは、当社が開発を委託したものではなく、開発者が個人的に開発したものであり、株式ソフトのバージョンアップやバグ修正などの顧客へのサポートについて、当社を通さずに顧客に対して直接行っていることから、実質的には当社は投資助言・代理業者としての登録を行っていない開発者を代理して顧客との投資顧問契約の締結をしているものと認められた。

○　本件は、金融商品取引業者が、投資者と無登録業者とをつなぎ合わせるといった、金融商品取引法上の登録制度の根幹をゆるがす極めて悪質な問題である。

○　今後とも、無登録業又は無登録業者を助長する行為等が認められた場合には、厳正に対処していく。

第３：第一種金商業者に係る検査指摘事項等(1)

１．法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法人関係情報を提供した勧誘行為等

２．円LIBORに係る不適切な行為及び親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為

３．顧客区分管理必要額を運転資金等に流用しているなど公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況

４．報告徴取命令に対する事実と異なる報告

５．損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等

６．金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、顧客に虚偽の表示をする行為

７．上場優先出資証券の相場を変動させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら当該優先出資証券に係る買付けの受託等をする行為

８．実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況等

第３：第一種金商業者に係る検査指摘事項等(2)

9. 公募増資に関連する空売り規制通知の対応が不十分な状況

10. 投資信託の乗換勧誘において概算損益の説明が不適切な状況

11. その他：電子情報処理組織の管理が十分でない状況、信用取引に係る保証金の不適切な取扱い、自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況、自己資本規制比率の算出誤り、機微情報に係る管理態勢の不備、等

事例１：第一種業者（証券会社）

○　法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法人関係情報を提供した勧誘行為等

【事実関係等】

○　当社においては、以下のとおり公募増資案件に係る法人関係情報の管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及びそのような状況のなか法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為が認められた。

①　法人関係情報に関する管理について必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況

(1)コンプライアンス態勢に係る問題

内部管理部門役職員が、法人関係情報の管理態勢の適正性を過信していたことなどから、(2)から(4)のとおり、内部管理部門の牽制機能が十分に発揮されていない状況が認められた。

(2)チャイニーズ・ウォールを越えた情報の伝達

営業部署の職員は、恒常的に公募増資案件に係る情報を保有する他部署から、積極的に情報を取得し、営業に活用することが常態化していた。

(3)セールス側から社内アナリストへの積極的な情報取得

営業部署の職員は、社内アナリストに執拗に接触を行い、公募増資案件に係る法人関係情報を積極的に取得していた。

(4)営業部署内での情報共有

営業部署内において法人関係情報の共有が行われた。

②　法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為及びその他不適切な業務運営状況

当社Ａ部長は、甲社株式の公募増資案件に係る法人関係情報を入手し、部下のＢ課長とともに、顧客に対し、当該情報が公表される以前に、当該情報を提供し甲株式の売買及び公募新株式の取得申込みの勧誘を行ったと認められた。

また、その他にも公募増資案件に係る法人関係情報を顧客に提供して勧誘した可能性が高い複数の事例が認められた。

当社経営陣は、上記の実態を把握していなかったという点において、法人関係情報に関する実効的な管理・監督が十分行われておらず、経営管理態勢は十分なものではなかった。

【留意点】

○　監視委員会では複数の公募増資案件に係る機関投資家のインサイダー取引に関して平成24年３月から5案件で課徴金を勧告。これらの事案において金融商品取引業者から法人関係情報が提供されていた可能性が疑われたことから特別検査を実施。

○　証券会社においては、市場のゲートキーパーとして市場の公正・透明性の確保が求められているところであり、金融商品取引法等の法令において、

①法人関係情報に係る厳格な管理の義務付け

②有価証券の発行者の法人関係情報を顧客に対し提供して勧誘する行為の禁止

が規定されている。

○　当社における、左記事実関係に係る状況は、金融商品取引法等の法令違反に該当する極めて不適切な状況であった。

○　今後とも、法人関係情報の管理態勢等に不備が認められた場合等、金商業者等としての責務を果たしていない状況においては、金融商品取引法の目的、精神に照らし、厳正に対処していく。

事例2：第一種業者（証券会社）

○円LIBORに係る不適切な行為及び親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為

【事実関係等】

① 円LIBORに係る不適切な行為

当社短期金利商品部のAトレーダー等は、平成18年半ば頃から同22年初め頃までの間、円LIBORについて、グループ銀行のトレーダーに指図するなどして、円LIBOR呈示担当者に対し、Aトレーダー等が行っていた円金利に係るデリバティブ取引に有利になるよう、LIBORを変動させることを目的として、呈示レートの変更を要請するなどの働きかけを継続的に行っていた。

② 親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為

当社のグループ銀行がA銀行を合併したことに伴い、平成21年6月末に両銀行は統合した。

当該統合に先立ち、当社チーフ・オペレーティング・オフィサー(以下「COO」という。)は、銀行統合業務を自らの主要業務と位置づけ、グループ銀行の職員も参加する当該統合に関する会議を複数回招集するなど、日常的に統合会議に参加しており、銀行業務に関与している状況にあった。このような状況において、平成20年5月から同22年2月にかけて、グループ銀行及びA銀行の顧客に関する非公開情報をCOOは複数回、当社チーフ・エグゼクティブ・オフィサー(当時)は1回受領している。

また、当社コンプライアンス部は、COOが銀行統合に関する会議へ参加していたこと及びグループ銀行からの情報を入手していたことについて社内から報告を受けていたが、事実関係を何ら調査していなかった。

【留意点】

○ 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令を厳格に遵守することに加え、公益及び投資者保護の観点から、健全かつ適切な業務運営を行うことが求められている。

○ 円LIBORは、金融機関による資金の調達・運用をするときの基準金利であるなど極めて重要な金融指標（金商法第2条第25項）であり、左記①の働きかけは、市場の公正性を損なうおそれがあるなど、公益又は投資者保護上、著しく不当かつ悪質であり、重大な問題であると認められる。

○ 左記②の状況は、当社の経営者であるCOO及びチーフ・エグゼクティブ・オフィサーが法令違反行為を行っており、内部管理態勢上、重大な不備が認められる。

○ これらの状況は、行政処分の発動要件となる「業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき（金商法第51条）」に該当する。

○ 今後も、本件と同様に市場の公正性を損なう行為等が認められた場合には、厳正に対処していく。

事例3：第一種業者（証券会社）

○　顧客区分管理必要額を運転資金等に流用しているなど公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況

【事実関係等】

①　純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況

当社は、検査基準日（平成24年11月28日）現在、預金勘定に214百万円を計上しているものの、実際は、うち200百万円は存在しておらず、真正な預金残高は14百万円となっている。

真正な預金残高等を踏まえた検査基準日現在の純財産額は、法定の額（５千万円）に満たない額となっているほか、自己資本規制比率についても、法定の比率を著しく下回る状況となっている。

②　当局に対する虚偽報告

当社は、関東財務局長からの報告命令（以下「報告徴求命令」という。）に対して、220百万円の預金残高がある旨を記載した虚偽の報告書を提出し、報告徴求命令に基づくモニタリング調査においても、虚偽の報告をしていた。

③　顧客区分管理必要額を運転資金等に流用している状況

(1)　顧客区分管理必要額の信託不足

今回検査において、顧客区分管理必要額の算定根拠となる顧客からの預り金（以下「顧客預り金」という。）を確認したところ、116百万円の信託不足が発生している。

(2)　区分管理すべき顧客資産を運転資金等に流用している状況

上記(1)において、当社Ａ取締役は、当社会長から指示を受け、平成24年８月31日以降、部下に指示の上、数度に亘り顧客区分管理信託額から取り崩し、125百万円を貸付金（立替金）や当社の運転資金等に流用している。

日々の顧客区分管理必要額の算定時は、顧客預り金を過少に計上することで、顧客区分管理必要額を過少に算定し、余剰額（本来の顧客区分管理必要額との差額）を運転資金等として費消している。

④　支払い不能に陥るおそれのある状況

当社における今後の収入、支出見込み額を踏まえると、平成24年12月25日には支払不能の状況になる。

【留意点】

○　金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営を遂行するとともに、財務の健全性確保に努めることが求められている。

○　特に、第一種金融商品取引業者については、投資者保護に万全を期す観点から、

・財務の健全性を確保するため、純財産額や自己資本規制比率を維持する義務

・万一の破綻時において、金融商品取引業者に財産を預けている顧客に被害が及ばぬよう、厳格に区分管理する義務

が規定されている。

○　当社における左記事実関係に係る状況は、法令違反に該当する極めて不適切な状況であり、さらに、金融商品取引業者が、監督当局による報告徴取命令に対して、事実と異なる報告を行うことは、監督当局における金融商品取引業者の業務状況の把握を困難ならしめる等、極めて悪質な問題である。

○　今後とも、本件のような事実が認められた場合には、迅速かつ厳正に対処していく。

第４：第二種金商業者に係る検査指摘事項等

１．　顧客からの出資金を他の顧客に対する配当等の支払いに流用する行為並びに金融商品取引契約の締結及びその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為等

２．業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等

３．自己の名義をもって、他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況

４．ファンドに関し、著しく不当な行為を行っている状況

５．事実と異なる内容により登録を受けている状況

６．特定投資家に係る告知義務違反

７．業務の内容・方法等に変更があった場合の届出未済

８．分別管理が確保されていない状況で私募の取扱いを行う行為

９．第二種金融商品取引業を遂行する業務執行体制が未構築な状況、等

事例1：第二種業者

●顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金等の支払いに流用する行為並びに金融商品取引契約の締結及びその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為等

【事実関係等】

○　当社は、米国において行う診療報酬請求債権（以下「MARS」という。）の購入及び回収事業（以下「本事業」という。）から生じる利益の一部を配当することを内容とする権利（以下「本件ファンド持分」という。）の販売勧誘を行っていた。

①　顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等

当社においては、信託口座の入出金記録によれば、本件ファンド持分を取得するために出資した顧客の資金は、本事業に用いられることなく、他の顧客に対する配当金及び償還金の支払に充てられていた。

②　金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

当社は、個人投資家に対し、本件ファンド持分の取得を勧誘しているが、当社ウェブサイト、顧客向けパンフレット、契約締結前交付書面及び契約書の内容を検証したところ、以下の問題点等が認められた。

ア　出資金の使途

当社は、当社ウェブサイト、顧客向けパンフレット、契約締結前交付書面及び契約書の記載において、「出資金はMARS購入及び回収事業にのみ充てられる」旨を告知していたところ、少なくとも平成23年以降、顧客からの出資金を他の顧客への配当金及び償還金の支払いに充てていた。

イ　配当金の支払い

当社は、契約締結前交付書面及び契約書の記載において、顧客に対して「配当金は出資対象事業によって得られた利益から支払う」旨を告知していたところ、少なくとも平成23年以降、顧客からの出資金を他の顧客への配当金の支払いに充てていた。

③　虚偽の内容の事業報告書を作成し、財務局長に提出する行為

当社は、各期末における資産合計及び負債・純資産合計について、実態とは異なる数値を記載するなどした事業報告書を当局に提出した。

④　報告徴取命令に対する虚偽の報告

当社は、証券取引等監視委員会が今回検査の過程において当社代表取締役社長等に対して発出した報告徴取命令に対し、第三者機関と共同して信託口座に対する内部査定を実施した旨回答している。しかしながら、当社と第三者機関が共同して内部査定を行った事実は認められなかった。

【留意点】

○　金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令等を厳格に遵守することに加え、公益又は投資者保護の観点から、健全かつ適切な業務運営を行うことが強く求められている。

○　左記①のとおり、本件ファンド持分を取得するために出資した顧客の資金を、本事業に用いることなく、他の顧客に対する配当金及び償還金の支払に充てる行為は、投資者保護上、重大な問題であり、行政処分の発動要件となる「不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき（金商法第52条第1項第9号）」に該当する。

○　金融商品取引業者は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関し、顧客に対し虚偽のことを告げることが禁止されている（金商法第38条第1号）。

当社の左記②の取得勧誘は、上記法令に違反する極めて不適切な行為であった。

○　当局に虚偽の計数を記載した事業報告書を提出する行為（左記③）は、監督当局における金融商品取引業者の業務状況の把握を困難ならしめるなど、悪質な行為であり、金商法第47条の2に違反する。

○　左記④の行為は、証券取引等監視委員会の検査における金融商品取引業者の業務状況の把握を困難ならしめる等、極めて悪質な行為であり、行政処分の発動要件となる「金融商品取引業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき（金商法第52条第1項第6号）」に該当する。

○　本件は、投資家が直接海外に投資資金の送金を行い、運用は海外で行われるスキームであったため、海外当局とも密接に連携を図り対応を行ったもの。今後とも、本件のような海外にまたがる案件においては、海外当局と協力を行い、迅速かつ厳正に対処していく。

事例2：第二種業者

業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等

【事実関係等】

○　当社は、少なくとも約1,900名の顧客に対し、総額約40億円の信託受益権を取得させている。当該取得に係る勧誘等の状況について検証したところ、以下のとおり、不適切な状況が認められた。

① 信託受益権の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為

当社営業員は、実在しない証券会社の営業員を名乗る第三者から顧客に連絡させ、「当社が販売している信託受益権は限定商品であり、購入できない方が欲しいと言っている。転売することで、短期間で儲かる。」などと述べさせた。この連絡を受けた顧客が当社に連絡してきた場合、当社営業員は当該顧客に対し、「当社が販売する信託受益権を購入し、転売すれば短期間で利益が得られる。」などの虚偽の事実を告げることにより、信託受益権の取得勧誘（以下「本件劇場型勧誘」という。）を行った。

当社は、財務局から本件劇場型勧誘の疑いについて指摘を受けたにもかかわらず、本件劇場型勧誘を停止することなく継続していた。

② 本件劇場型勧誘に関する報告徴取命令に対する虚偽の報告等

当社は、財務局長の報告徴取命令に対し、虚偽の報告をした。

③ 無登録の信託受益権を販売している状況

当社が販売した信託受益権は、自己信託の受益権として発行されたものであり、受益者が50名を大幅に超えている。こうした信託受益権を50名以上の者に取得させる場合に、発行者は内閣総理大臣の登録を受けなければならないところ、本件信託受益権の発行者は、登録を受けていなかった。それにもかかわらず、当社は、本件信託受益権の販売を行っていた。

④ 信託受益権が適切に管理・運用されていないことを認識しながら、新たな信託受益権の取得勧誘を継続している状況等

当社は、ある信託受益権の発行により払い込まれた金銭を、他の信託受益権を取得した顧客に対する配当金に充当した。

当社は、信託財産が本来の運用目的とは異なり適切に管理・運用されていないことを認識していたにもかかわらず、信託受益権の販売を継続し、更には、事業収益等について裏付けとなる資料を一切確認しないまま、発行者から口頭で伝えられた、信憑性に疑義のある事業収益等を記載した信託財産状況報告書を顧客に送付していた。

⑤ 契約締結前交付書面等の記載の不備

当社が信託受益権を販売した際に顧客に交付した契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面には法定の事項が記載されていないなどの不備が認められた。

【留意点】

○　金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令を遵守し、併せて公益又は投資者保護の観点から、適切な業務運営を行うことが強く求められる。

また、当局が行う金融商品取引業に関し法令に基づく処分についても、適正に対応することが求められている。

○　金融商品取引業者は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関し、顧客に対し虚偽のことを告げることが禁止されている（金商法第38条第1号）。

当社の左記①の取得勧誘は、上記法令に違反する極めて不適切な行為であった。

○　当局の報告徴取命令に対し、虚偽の報告をする行為（左記②）は、監督当局における金融商品取引業者の業務状況の把握を困難ならしめるなど、悪質な行為であり、行政処分の発動要件となる「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき（金商法第52条第１項第６号）」に該当する。

○　左記③及び④の状況は、行政処分の発動要件となる「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき（金商法第52条第１項第９号）」に該当する。

○　左記⑤の行為は、契約締結前書面の交付義務及び契約締結時書面の交付義務（金商法第37条の３第１項及び第37条の４第１項）に違反する。

○　今後とも、金融商品取引業者等において、本件と同様の行為が認められた場合には、厳正に対処していく。

第５:その他金商業者等に係る検査指摘事項等(1)

１．登録金融機関（銀行等）

⑴　証券事故の該当性を検討する態勢が整備されていない状況
⑵　店頭デリバティブ取引に係る中途解約精算金の試算額を説明していない状況
⑶　「疑わしい取引の届出」の未提出
⑷　契約締結前交付書面の未交付、契約締結時交付書面の交付が遅滞している状況
⑸　顧客の注文を適切に発注する体制が整備されていない状況
⑹　登録事項の変更届出が行われていない状況
⑺　誤った事業報告書が提出されている状況
⑻　個人情報の漏洩、滅失等の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況
⑼　反社会的勢力との取引遮断のための体制が不十分な状況

２．信用格付業者

⑴　信用格付のモニタリングが不適切な状況
⑵　信用格付の誤公表等
⑶　業務管理体制の整備が不十分な状況
⑷　格付方法の公表が不適切な状況
⑸　法定帳簿の作成にかかる不備

第５：その他金商業者等に係る検査指摘事項等⑵

３．適格機関投資家等特例業務届出者

⑴　金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関し、顧客に対して虚偽のことを告げる行為
⑵　組合事業の目的外となる資金の貸付け及び組合資金の流用等
⑶　ファンド出資金の流用
⑷　第二種金融商品取引業及び投資運用業に係る無登録営業
⑸　自らが運営するファンドの出資金を無登録業者が流用することを黙認することで、その役割の一端を担っている状況等

４．金融商品仲介業者

○　無登録で投資信託に係る私募の取扱いを行っている状況

ご清聴ありがとうございました

情報提供は

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

tel: 03-3581-9909

年金運用ホットラインは

http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm

tel: 03-3506-6627

公益通報の通報・相談は

http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm

tel: 03-3581-9854